秋田市告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理	路線名	起	点	延	長	幅	員
番号	始 旅 名	終	点	(メー	トル)	(メー	トル)
21025	手形西谷地	手形字西谷地87番3	地先	168.00		6.00	
	61号線	手形字西谷地41番4	地先			0.00	
21026	手形西谷地	手形字西谷地88番3	地先	70.20		4.00	
	62号線	手形字西谷地73番3	地先			4.00	
21027	手形十七流	手形字十七流85番1	地内	133.50		6.00	
	32号線	手形字十七流209番 2	2地内			0.00	
21028	手形十七流	手形字蛇野156番	地内	39.40		6.00	
	33号線	手形字十七流210番	地内			0.00	
21029	手形十七流	手形字十七流66番	地先	30.00		6.00	
	34号線	手形字十七流84番 2	地先			0.00	
80463	アカデミータ	広面字谷内佐渡189番:	2地先	51.40		6.00	
	ウン19号線	広面字谷内佐渡189番	4地先			0.00	
80464	アカデミータ	広面字谷内佐渡191番1	11地先	22.60		6.00	
	ウン20号線	広面字谷内佐渡189番	4地先			0.00	

2 縦覧期間

令和4年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を

除く、午前8時30分から午後5時15分まで